

香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成19年4月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 香川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第18号）第22条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者から、うちから、広域連合長が委嘱する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による最初の審査会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。